

平成25年度からの新宿区特定健康診査等実施計画（素案）の概要について

1 策定の趣旨

- (1) 医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律により、メタボリックシンドロームの概念を導入した特定健康診査・特定保健指導の実施と5年を一期とする特定健康診査等実施計画を策定しなければならない。

新宿区では、平成20年度からの第一期計画が平成24年度で終了することから、これまでの実績を踏まえ、平成25年度以降の計画を「第二期計画」として改定する。

なお、本計画は「健康づくり行動計画」（24年度から29年度）に内包されていることから、今回策定する「実施計画」は「健康づくり行動計画」の別冊版として編集する。

- (2) 計画の期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

2 計画（取り組みの）概要等

（詳細は、別添「新宿区特定健康診査等実施計画（素案）」のとおり）

- (1) 平成29年度までの目標値

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査受診率	38%	41%	44%	47%	50%
特定保健指導実施率	20%	25%	30%	35%	40%

- (2) 今後の取り組み

- ① 効果的な受診勧奨対策を実施し、特定健康診査受診率の向上を図る。

（具体的取り組み）

- ア 新宿区健康診査ご案内センターの開設
- イ 未受診者の方に対する受診勧奨通知の個別送付
- ウ 受診勧奨リーフレットの配布

- ② わかりやすく、受診しやすい特定健康診査実施体制を構築する。

（具体的取り組み）

- ア 特定健康診査実施体制の再構築

- ③ 日中忙しい方のために平日の夜間や土日に特定保健指導を実施するとともに、運動プログラムの導入を行い、より効果的な特定保健指導を実施する。

（具体的取り組み）

- ア 特定保健指導実施機関への業務委託
- イ 運動プログラムの導入

- ④ 特定保健指導に該当しない非肥満者で生活習慣病のハイリスク者に保健指導を実施する。受診勧奨値を超える場合で未治療の者に対し受療勧奨を行う。

（具体的取り組み）

- ア 非肥満でハイリスク者への保健指導の実施
- イ 重症化予防のための受療勧奨の実施